

## 伴走支援型特別保証制度の改正について（国制度）

- 【主な改正点】 ①限度額の引き上げ（4,000万円→6,000万円） ②取扱期間延長（令和4年3月31日→令和5年3月31日）  
 ③セーフティネット5号利用時の15%未満要件及び一般保証の利用  
 ●令和4年2月1日保証申込受付より開始



保証制度名	伴走支援型特別保証制度（国制度）	新型コロナウイルス感染症伴走型支援資金（県制度）
利用する保証制度	①セーフティネット4号（100%保証） ②セーフティネット5号（80%保証） <u>③一般保証（80%保証）</u>	①セーフティネット4号（100%保証） ②セーフティネット5号（80%保証） <u>③危機関連保証（100%保証）</u>
売上減少要件	売上高等減少▲15%以上 または <u>前年同月比▲5%以上、かつ前年同月及びコロナ前同月比較し▲15%以上（売上高減少要件確認書）</u> ※セーフティネット4号は▲20%以上	売上高等減少▲15%以上 （※セーフティネット4号は▲20%以上）
取扱期間	令和3年4月1日から <u>令和5年3月31日</u> までに信用保証協会が保証申込受付したものを。	令和3年4月1日から <u>令和4年3月31日</u> までに信用保証協会が保証申込受付したものを。
限度額	<b>6,000万円</b>	<b>4,000万円</b>
対象資金	経営の安定に必要な事業資金	
保証期間	10年以内（据置5年以内）、一括返済は1年以内	
返済方法	一括返済又は分割返済	
信用保証料	<p><u>利用する保証制度</u></p> <p>●①及び②の場合0.85%（経保免除1.05%） （国補助0.65%もしくは0.85%） →実質保証料率0.20%</p> <p>●③の場合0.45%～1.90%（経保免除0.65%～2.10%） （国補助0.25%～0.75%もしくは0.45%～0.95%） →実質保証料率0.20%～1.15%</p> <p>※経保免除→経営者保証免除対応時0.2%上乗せ。</p>	<p>利用する保証制度①～③</p> <p>●0.85%（経保免除1.05%） （国補助0.65%もしくは0.85%、県補助0.20%） →上記いずれも実質信用保証料は0.00%</p> <p>※経保免除→経営者保証免除対応時0.2%上乗せ。</p>
	※条件変更に伴う信用保証料は補助対象外となります。	
担保	必要に応じて徴求する。	
保証人	原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。 ※経営者保証免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。	
貸付金利	金融機関所定金利	1.20%（4号認定、危機関連認定）、1.60%（5号認定） ※利子補給有（予算限り）
必要書類	①通常申込書類 ②経営行動計画書 ③ <u>売上高減少要件確認書</u> ④経営者保証免除対応確認書 ※③は売上高▲15%未満、④は経営者保証免除対応時に提出	①通常申込書類 ②経営行動計画書 ③経営者保証免除対応確認書 ※③は経営者保証免除対応時に提出
モニタリング	原則として、特定の期間につき、金融機関に対して計画の実行状況等の報告や金融機関によるフォローアップ等が必要となります。	

※危機関連認定については、令和3年12月31日を以って指定期間終了。

## 事業再生計画実施関連保証の改正について（国制度）

保証制度名	事業再生計画実施関連保証（感染症対応：国制度）	中小企業再生支援資金（感染症対応：県制度）
取扱期間	令和3年4月1日から <u>令和5年3月31日</u> までに信用保証協会が保証申込受付したものを。	令和3年4月1日から <u>令和4年3月31日</u> までに信用保証協会が保証申込受付したものを。

※沖縄県融資制度（伴走支援・事業再生実施関連）の改正は未定となっております。

【お問い合わせ】  
 沖縄県信用保証協会  
 業務部 保証第一課・第二課  
 TEL：098-863-5300